



《会計・税務の知識》 がん保険(終身タイプ)の保険料の取扱い

平成24年4月27日に国税庁から『法人が支払う「がん保険」(終身保障タイプ)の保険料の取扱いについて』の法令解釈通達が発信されました。

今まで、がん保険(終身保障タイプ)は、保険料を同じく終身払いにする事で保険料全額が損金計上する事が出来ました。そして、この商品の保険期間前半における解約返戻金は相当多額となる事から、税金対策商品として頻りに利用されて来ましたが、今回この保険料全額を損金計上する事が適当でない判断され、全額損金計上が出来なくなりました。

今後、平成24年4月27日を境に、同月26日までの契約分にかかる保険料は全額損金計上が認められ、27日以降の新規契約分からは、前払保険期間の保険料は半分損金半分資産計上をすることになりました。

しかし、契約から解約までの通期で考えると、税の繰延である以上、基本的な損金効果は同じになります。

1. 対象となったがん保険(終身タイプ)の内容

契約者	会社
被保険者	社長・役員・従業員
保険金受取人	会社
保障内容	がん死亡・がん入院・がん手術...
保険料の払込	終身払い
保険期間	終身
途中解約返戻金	ある程度の年数が経過すると、相当多額の解約返戻金が生ずる
加入診査方法	『告知のみ』が大半

2. 今までの税務上の取扱・利用方法

平成24年4月27日までの契約分は、支払保険料の全額が損金で計上され(過去通達:課審4-99-100)、途中解約時の解約返戻金は、益金で計上されます。この為、がん保険本来の保障の他、毎年損金を計上し、簿外に資金を積立てる効果があります。一方、解約時の返戻金は全額益金計上となる為、大規模修繕・引越・退職金などの損金性の高い取引と発生タイミングを合わせることで益金と損金を相殺して、法人税の発生を抑えることができました。

利用例(全部損金):

例えば、20年後に役員の一人在定年で退職する予定があると仮定します。そこで、当社の社長(現在40

歳)は、保険料年間100万円のガン保険に加入しました。20年間の累計損金は2,000万円となり、解約返戻金は、1,900万円(95%)とします(保険会社によって返戻率は異なります)。

このまま解約すると、1,900万円が益金計上となりますが、当該役員の退職金(全額損金計上)を1,900万円支払い、益金と損金を相殺します。結果として、解約返戻金による法人税等の発生を抑える事になります。

3. がん保険(終身タイプ) これからの取扱

平成24年4月27日以降の新規契約分に関しては、前払保険期間の保険料は半分損金計上をすることになりました。(具体的な計算方法は、通達を参照下さい。)

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/hojin/010810/pdf/240418.pdf>

利用例(半分損金):

先の例で考えます。社長(現在40歳)は、保険料年間100万円のガン保険に加入しました。20年間の累計保険料は2,000万円(この内、1,000万円のみが損金)となり、解約返戻金は、1,900万円(95%)とします。

《期間中は、累計損金1,000万円》

解約返戻金1,900万円の内1,000万円は、資産計上した積立保険料の取崩しとなり、残り900万円が解約時の益金となります。

《解約時は、益金900万円》

また、当該役員に対し退職金(全額損金計上)を1,900万円支払います。

《退職時は、損金1,900万円》

よって、期間全体では、先の例と同じく2,000万円が損金として計上された事になります。

4. 結び

保険商品は、解約時の資金の流動性が高く、需要がある時に資金化が可能な金融商品としても有効です。多くのがん保険商品は解約返戻率も高く、貯蓄性も高いといえます。期間全体における損金額は改正前も改正後も同様ですので、ご自身の保険プランによって判断すべき事の様です。出典:国税庁HP (担当:池田)